

第524回鳥取地方最低賃金審議会

1 日 時 令和2年11月17日(火)10時30分～11時10分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 岩井委員、佐藤委員、西村委員

労働者代表委員 河村委員、田中委員、林委員、山崎委員

使用者代表委員 徳田委員、花原委員、平木委員、宮城委員

【事務局】

鳥取労働局 石田労働局長、高橋労働基準部長、樽見監督課長

久保田賃金室長、西村賃金室長補佐

堀労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて

(2) 今年度の地域別最低賃金の審議への影響について

(3) その他

5 資料目次

(1) 令和2年最低賃金に関する基礎調査 鳥取労働局における集計誤りについて

(2) 令和2年度 最低賃金に関する基礎調査結果(再集計値)

6 議事内容

西村賃金室長補佐 定刻になりましたので、ただいまから第524回鳥取地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審議会の成立について御報告をいたします。

本日は公益委員の植木委員、中野委員、使用者側委員の米原委員から欠席の連絡をい

ただいております。

現在、長屋委員が出席されていませんが、欠席との御連絡はいただいておりますので、直に見えられるものと思います。

現在のところ、委員15名のうち11名の出席が確認できますので、全委員の3分2以上の出席という条件を満たしておりますことから、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の審議会は、鳥取地方最低賃金審議会運営規程第6条の規定で、会議は原則として公開となっております。11月2日から11月13日までの間、公示により傍聴希望者の募集を行いましたが、傍聴の希望者はありませんでした。

それでは、初めに、石田鳥取労働局長から御挨拶申し上げます。

石田労働局長 皆様、おはようございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、急遽お集まりいただき大変ありがとうございます。

まずは私から、最低賃金に関する基礎調査の集計誤りを発生させてしまったことにつきまして、委員の皆様へ、深くお詫び申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

この基礎調査結果は、最低賃金の審議において県内の労働者の賃金実態を把握する上で、大変重要な資料と認識しているところでございます。

今般、集計漏れにより集計誤りを生じさせてしまい、結果として、審議会に不適當な資料を提出しましたことは、誠に申し訳なく、重ねてお詫び申し上げます。

今年度の鳥取県最低賃金の改正につきましては、本年6月30日に諮問させていただき、それ以降、本審、専門部会におきまして、公労使委員皆様の真摯な御議論によりまして、全会一致の上で792円と、2円引上げの答申を8月6日にいただきました。

その後、異議審を経て改定後の最低賃金を792円として、10月2日に発効したところでございます。

この間、私ども鳥取労働局は事務局といたしまして、基礎調査結果に基づきます賃金の実態に関する資料や雇用、経済に関する統計資料、またアンケートの集計結果等、様々な資料を委員各位の御議論に資するよう提供させていただいたところでございます。

しかしながら、今般、集計漏れが発生し、再集計する事態となりました。

今回は、本審議会に基礎調査を再集計した結果に基づきます資料を再提出させていただいております。

今年度の最低賃金は、中央最低賃金審議会から目安額が示されない中で、委員の皆様には、各種資料を基に大変な御苦勞をいただきながら決定していただいたものであると認識しております。

このような中で大変申し訳ございませんが、今回の集計誤りが本年度の最低賃金に与えた影響につきまして御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

西村賃金室長補佐 それでは、今後の審議会の進行を岩井会長にお願いいたします。

岩井会長 では、審議を始めたいと思います。

議事の(1)、最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて、その経緯と再集計値について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

高橋労働基準部長 労働基準部長の高橋から集計誤りの内容と、その経緯、そしてまた再発防止策について御説明をいたします。

本日添付しております1ページ目の資料を御覧いただきながらお話を聞いていただきたいと思います。

今年度の最低賃金に関する基礎調査の鳥取県内の調査対象事業所数は1,730件でございました。

そして、本調査の集計対象となった回答数は978件、内訳としましては、従前からの紙調査表が771件、そして本年度から始まりましたオンラインでの調査回答数が207件でございました。

今回、オンライン調査回答のうちの129件についての集計漏れが発生してしまいました。

集計漏れを把握した端緒は、本省が年末に調査結果を公表するに当たり、各労働局の回収状況を確認するよう指示があり、確認いたしましたところ、本省から提供されたオンライン回答データ件数と、労働局で集計把握しているオンライン回答データ件数の不一致が発覚し、再度点検しましたところ、集計漏れが9月9日に発覚したものでございます。

次に、集計漏れの経緯について御説明申し上げます。

基礎調査について、改めて御説明申し上げますと、5月下旬頃に本省委託業者から対象事業者あてに調査票を郵送いたしまして、6月から順次、事業所から、紙調査票につきましては直接鳥取労働局に、そして電子調査票いわゆるオンライン調査票については本省に提出されています。

紙調査票につきましては、担当の賃金室におきまして内容点検を行い、必要に応じて

事業所へ問合せを行った上で、点検後、紙調査票を委託業者に送付し、集計用データを作成していただきます。

一方、電子調査票につきましては、本省から毎週1回提供される電子調査票データをパソコンのフォルダに格納しまして、賃金室において、紙調査票の形に印字し、紙調査票と同様の内容点検を行い、必要に応じてデータを修正し、点検完了のCSVデータとしてフォルダに格納してまいります。

そして、委託業者が指定する所定のタイミング、具体的には7月2日と7月13日の2回でございましたが、点検完了データのフォルダを、電子メールに添付して、本省委託業者に送付をしておりました。

ちなみに、委託業者には、データを集計用ソフトに投入できる形式にレイアウト変更等を行う作業を依頼しているところでございます。

7月2日には点検が完了しました78件の点検完了データを送付いたしました。

そして、7月13日に、7月2日以降、7月13日までに点検が完了した129件の点検完了データを、7月2日に送付済みの78件の点検完了データと併せて送付することになっていたところでございます。

しかしながら、2回目7月13日の送付時に、この129件のデータの送付漏れが発生してしまいました。

結果として、2回目に送付したフォルダには、1回目に送付した78件のデータだけが格納された状態となっていたものでございます。

送付漏れが発生いたしました要因としましては、1回目に送付しました78件と、その後点検が完了しました129件のデータを別々のフォルダに保存しておりまして、2回目の提出の際に提出用のフォルダを別途作成しまして、そこにそれぞれのデータをコピーして貼り付けた上で委託業者に送付する予定でありましたところ、結果として、129件のデータについては貼付けができていなかったものでございます。

そして、提出用フォルダの作成者も、委託業者にメール送信した担当者も、このフォルダの内容を十分に確認することなく、1回目に送付済みの78件のデータのみを委託業者に送付してしまい、残る129件のデータが集計漏れとなってしまったところでございます。

今回、データの送付漏れをチェックするタイミングは2回ございましたが、どれもチェック機能が働かなかったものでございます。

これは職員個人の問題ではなく、組織として、大切なデータを取り扱っているんだという自覚と、チェック機能が働かなかったことによるものであると認識しております。

とりわけオンライン調査が今年、初年度であるということを考えますと、細心の注意を払うべきところでした。

このような事態を2度と発生させないために、再発防止対策を徹底してまいります。

まず1点目として、本省といたしましても、今回集計漏れの要因となりました電子調査票のデータ送付業務につきましては、来年度からデータのレイアウト変更を業者に委託せず、集計用ソフトに投入すれば自動変換されるように、ソフトウェアの改修を行うこととなりました。

これにより、来年度からはこの点検完了データの送付業務が不要となり、再発防止に尽くせることとなります。

また、2点目といたしましては、労働局におけるダブルチェックの徹底でございます。

労働局では、郵便の発送時に個人情報の漏えい防止等のためにダブルチェックを実施しておりますが、統計調査関係の電子データの取扱いにつきましても、内容のダブルチェックを実施すべくマニュアルを作成し、これを徹底することといたします。

具体的には、本省から提供されたデータの件数、有効回答数、調査対象外等となったものの件数、そして集計ソフトへの投入件数の確認をマニュアルに基づきダブルチェックを行うこと。これを確実に行ってまいります。

再びこのような事態を起こさないよう、職員一同深く反省し、緊張感を持って職務に従事してまいります。

久保田賃金室長 続きまして、具体的な資料の説明をさせていただきます。

〔資料説明〕

岩井会長 ありがとうございました。

資料も結構多岐にわたるのですが、今の説明についての各委員からの御質問等ございますか。

よろしいですか。

それでは、議題の(2)、今年度の地域別最低賃金の審議への影響についてです。

今年度の地域別最低賃金の審議は、訂正前のデータに基づいて審議を行ってまいりましたが、この影響について、事案についての受け止め方と、今後の審議結果への影響、審議結果の影響に関わる評価についての発言をお願いしたいと思います。

まず最初に、私から審議会の会長として、また専門部会の委員としても携わった部会の委員として、意見を申し上げたいと思います。

本件に関する受け止めですけれども、ただいま報告がありました今年度の最低賃金に関する基礎調査におきまして、集計誤りが生じたということは誠に遺憾なことでございます。

最低賃金は労働者の生計費、労働者の賃金、それから通常の事業での支払能力、この3要素を総合的に勘案して決定するということとされておりますが、県内の労働者の賃金実態を表す基礎調査の結果というのは、最低賃金を検討する上で非常に重要な指標であると思います。

とりわけ今年度におきましては、中央最低賃金審議会では目安額が示されない、そういう中で、公労使の各委員が事務局から提供された資料を勘案しながら、鳥取県にふさわしい最低賃金というものを真摯に議論いたしまして決定いたしました。

基礎調査の集計誤りは、場合によっては審議会の議論をミスリードする場合がございます、その結果、県内の労働者の生活及び経済に大きな影響を及ぼすと、この点を強く事務局は自覚していただきたいと考えます。

事務局には猛省を促すとともに、このようなことが2度と起こらないように再発の防止を徹底して信頼の確保に努めていただきたいと考えております。

それから、今年度の審議結果の影響です。

この影響に係る評価及び再審議の必要性についてですが、目安額が示されなかった中で最低賃金の引上げ額を議論する上で、基礎調査に基づく影響率の資料は非常に重要なものであります。

そのため、その誤りが場合によっては審議結果にも影響を与える場合が当然あります。

それで、再集計前では、今年度の引上げ額プラス2円の792円では、4.71%となっておりますが、この数値をを機械的に当てはめてしまいますと、再集計後の数値としてプラス4円の794円に該当するというデータになります。

しかしながら、今年度の審議におきましては、Dランクの他の審議会での審議状況、引上げ額を見ながら2円とプラス3円とに分かれていましたが、それを踏まえながら新型コロナの感染症が拡大する中での県内の経済状況の悪化ということなども考えた上で、総合的に判断いたしまして、様々な検討を行った結果、全会一致でプラス2円という結論を出させていただいたわけです。

こうした審議の結果と経緯を踏まえますと、影響率のみで結論を出したわけではなく、

総合的に考えての結論ですので、今回の集計誤りを理由として今年度の審議結果について再審議するまでの必要性はないというふうに私自身は考えております。

以上、私の考えです。

各委員からの発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

田中委員 はい。

岩井会長 では、田中委員。

田中委員 会長の受け止め、しっかり受け止めさせていただきたいと思ひますし、我々の思いというものもかなり会長の受け止め方に入れていただいたんじゃないかなと思ひております。

事務局の皆さんは非常にしっかりした資料作成の為に、日々励んでおられるということ、このことについてはしっかり受け止めたいと思ひますが、結果としてこういうことが生じたことについて、2度とこういうことが起きないように、部長からなる御説明もございましたけれども、しっかり対応していただければなと思ひております。

究極的には、再審議の必要性のところですが、確かに率はコンマ25という非常に僅かなものですが、会長もおっしゃいましたとおり、じゃあ金額は幾らになるか、2円という大きな、率は少ないけれど金額としては2円です。

今年の審議において、2円というのは非常に大きいボリュームでございまして、Dランクは2円と3円に分かれた状況を鑑みますと、非常に大きな集計誤りではなかったかなと私も考えております。

その審議の必要性ですけれども、コロナ禍において今年は労使一体でやろうというような話合いも使用者の皆様と行ったことを記憶しております。

結果的に日本最低賃金で収まったわけでございますけれども、コロナ禍であるとか、既に発効しておるという状況を鑑みますと、必要性はないとは言ひ難いんですけども、必要性、再審議することによって、また混乱を招くということもございまして、再度ではございまして、こういうことがもう2度と起こらないということを強く要望して、会長の発言に私は賛同していきたくて思ひております。以上でございまして。

岩井会長 ありがとうございます。

ほかの委員からの御発言はございますでしょうか。使用者側でございせんか。

宮城委員 使用者側委員の宮城です。今回につきましては、新しく電子調査票というのが入ったということで、それが大きな理由だったと思ひます。

私もこういうふうな形で審議するのは初めてでございますが、会長の御発言を重きと感じておりますので、私自身も再審議というのは、必要性はないと思っております。

今後のことについても先ほど部長からも御説明がありましたので、再発防止に努めていただければと思います。

常にいろいろなこちらの方からお願いした資料を早急に作成していただいて、かなり御負担をおかけしておりますし、必要な資料を対応していただくことに対してお礼を申し上げたいと思っております。

それで、今回のことについて教えていただきたいんですけども、オンライン電子調査票が導入になったということで、前年度と比較して調査対象と、それと回答について、オンラインの、いわゆる電子調査票がこのたび導入されたことについて、例えば回収率が高くなったとか、あるいはそういったものがもしもお手元の資料であれば教えていただきたいと思っております。

今後、来年以降も電子調査票の占める割合も恐らく増えていくのであろうと思っております。

わざわざ紙ベースでするよりも電子調査票の方がありがたいという企業も多いと思っておりますので、今後ともそういう方向でいくと思っておりますから、参考のためにももしも数字が分かれれば、後からでもよろしいですので教えていただければというふうに思います。以上です。

岩井会長 回収率の点は今分かりますか。

久保田賃金室長 申し訳ありません。今はデータがございませんので、確認をした上で報告いたします。

岩井会長 では、後日報告していただくということでよろしく願いいたします。

久保田賃金室長 はい、お願いいたします。

岩井会長 ほかの委員から御発言はいかがですか。公益の方もよろしいですか。

では、ほかの委員からの発言は特にないということで、今年度の審議の影響として、この議題(2)ですが、今回の集計誤りを理由とした再審議の必要はないという結論にしたいと思っておりますが、それでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そういうことで、再審議の必要はないという結論を出したいと思っております。

それでは、その他の事務局の方は何かございますでしょうか。

西村賃金室長補佐 1点、特定最低賃金の、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきまして、先般答申いただいたところですが、最低賃金法第15条第3項に基づいて、10月29日から11月13日までの1

6日間、異議申出の公示により、答申に対する異議を受け付けましたが、異議の申出はありませんでしたので御報告いたします。

事務局にて、官報公示のための事務処理を行いまして、11月30日が官報公示予定日となります。

法定日発効との確認をいただいておりますので、11月30日から30日が経過した12月30日が発効予定日となりますことを申し添えます。

最後に石田鳥取労働局長から御挨拶をさせていただきます。

田中委員 すみません、その前にちょっと発言をさせてください。

この審議会が鳥取は公開でしているということであります。

既に鳥取労働局のホームページにもこの誤りがあったということが公表されておるわけございまして、その公開に基づいて何か対応しないといけないことがあるのでしょうか。

もっと言えば、傍聴人がおられたので、彼らに説明をする必要があるのではないのでしょうか。

その辺の扱い、何か公開ということで、今後こういうような対応をしますというようなことが、事務局として何かあれば、教えていただければと思います。

岩井会長 事務局の方、いかがですか。

高橋労働基準部長 私の方から御回答申し上げます。まず、公開の場でございますので、本日のこの議事録につきましては、委員の皆様方にお目を通していただいた後、当局のホームページで公開をしたいと思っております。

そしてまた、専門部会等々で傍聴されていた4名の方がいらっしゃいます。

その方々にも今回の資料をお配りしておりますので、後日、事務局の方から正誤表をお持ちして、集計漏れについて御説明をしたいと思っております。

田中委員 ありがとうございます。

岩井会長 よろしいでしょうか。

田中委員 はい。

岩井会長 では、局長の方から。

石田労働局長 本日は誠にありがとうございました。

また、大変御迷惑をおかけしました。

最低賃金は労働者の生活、地域経済に大きな影響を及ぼします。

本日、委員の皆様からいただきました御意見を職員一同深く胸に刻みまして、適正に賃金統計調査を実施してまいりたいと思います。

来年度の最低賃金審議会には正確な資料をお出ししまして、審議会からの信頼回復に努めてまいりたいと、このように思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

岩井会長 では、来年度以降、しっかりしていただくということで、よろしくお願いいたします。

最後にですけれども、事務局におきましては、非常に重要な指標であるということを再確認、再認識していただきまして、再発防止策を徹底して信頼回復に努めていただきたいと思います。

いろいろ新聞等でも審議会の在り方について特集が組まれることもございますので、ぜひ信頼性を高めるということについてはよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の審議会を終了とさせていただきます。

ご苦労様でした。